第四十六条第五項	老齢厚生年金の全部又は一部	旧職域加算退職給付
第五十四条第二項	障害厚生年金は	なお効力を有する改正前国共済法第八十一条第一項に規定する旧職域加算障害給付（以下「旧職域加算障害給付」という。）は
	該当しなくなつた	該当しなくなつたとき、又は国家公務員共済組合の組合員である
	該当しない間	該当しない間又は当該組合員である間
第五十四条第二項ただし書	障害厚生年金	旧職域加算障害給付
	被保険者	当該組合員
第五十九条第二項	前項	なお効力を有する改正前国共済法第二条第一項第三号及び第三項
	遺族厚生年金の	なお効力を有する改正前国共済法第八十八条第一項に規定する旧職域加算遺族給付（以下「旧職域加算遺族給付」という。）の
	遺族厚生年金を	旧職域加算遺族給付を
第六十条第二項	遺族厚生年金	旧職域加算遺族給付
	前項第一号	なお効力を有する改正前国共済法第八十九条第一項第一号、第三項及び第四項
第六十一条第一項	遺族厚生年金	旧職域加算遺族給付
第六十五条の二	遺族厚生年金	旧職域加算遺族給付
	被保険者	国家公務員共済組合の組合員
第六十六条第一項	遺族厚生年金	旧職域加算遺族給付
第六十六条第二項	遺族厚生年金	旧職域加算遺族給付
	被保険者	国家公務員共済組合の組合員
第六十七条第一項及び第六十八条	遺族厚生年金	旧職域加算遺族給付
第九十二条第一項	保険料その他この法律の規定	なお効力を有する改正前国共済法の規定による掛金その他なお効力を有する改正前国共済法の規定
	保険給付を	改正前国共済法による職域加算額を
	又は一時金として支払うものとされる保険給付	改正前国共済法による職域加算額